

○総務省告示第十七号

平成十一年総務庁告示第八十八号（租税特別措置法施行規則に規定する総務大臣の行う市街地再開
発事業用資産の買換え特例制度に係る証明に関する手続を定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年一月二十八日

総務大臣 武田 良太

別記様式中「氏名又は名称

印」を「氏名又は名称

」に改め、

「総務大臣

印」を「総務大臣

」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。